

住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業申請書

1. 住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業募集について

- 住宅リフォーム（一般）は、(1)～(5)、(9)の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（子育て）は、(1)～(6)、(9)の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（三世代同居）は、(1)～(5)、(7)～(9)の要件全てを満たすこと。
- (1)申請者が、富士宮市内に所有(同居の家族含む)かつ居住(転居予定を含む)している住宅の工事であること。
 - (2)申請者本人は、富士宮市内に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
 - (3)過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。(ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします)
 - (4)平成30年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であること。(消費税及び地方消費税含む)
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※対象となるリフォーム工事は表3を参照。
 - (5)富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。※元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
 - (6)申請者本人の同一世帯に未就学児童(平成24年4月2日以降に生まれた児童)がいる者または妊婦がいる者。
 - (7)住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居(二世帯住宅、敷地内同居可)するためのリフォームであること。
 ※住民票の異動をもって同居開始日と判断します。(住民票異動のない引越は対象外です)
 ※過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。
 - (8)三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。
 - (9)要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

2. 申請書の提出

※直接、窓口にて提出してください。(郵送不可)

※書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

- (1)提出先 **富士宮市役所(一部期間)・富士宮商工会議所** (詳細は募集要項に記載)
- (2)提出期間
 - 住宅リフォーム(子育て・三世代同居)は平成30年4月16日(月)～5月31日(木)(必着)
 - 住宅リフォーム(一般)は平成30年4月23日(月)～5月31日(木)(必着)
 ※ただし、申請額が予算枠**3,960万円**に到達した時点で締め切ります。
- (3)提出書類 住宅リフォーム(一般)は①～③、(子育て)は①～⑤、(三世代同居)は①～④を提出
 - ①事業申請書
 - ②工事の見積書【申請者の宛名は氏名(フルネーム)とする。業者押印のあるもの】写しでも可
 見積書については、関連する工事を含め、全ての工事が確認できるものをご提出ください。なお、提出された見積書はお返しいたしません。必要な方は写しをご提出ください。
 - ③工事の施工前の写真 (主要箇所1枚) 写真の裏に、申請者の住所、氏名をご記入ください。
 - ④家族構成報告書
 - ⑤子どもの年齢が確認できる住民票謄本(申請者と同一世帯が該当)、妊婦の場合は母子手帳の写し

「住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン募集要項」に基づく交付対象者の募集について、 上記記載内容に同意 して申請します。							
申請日	平成	年	月	日	工事着工予定日	月	日 頃
申請額	申請額については、応募要項の交付金額を確認し、該当に○印を記入ください。 一般：10万円 ・ 子育て：15万円 ・ 三世代同居：20万円						
申請者	住所	〒 富士宮市					別紙、表1より対象工事番号を記入
	リフォームする住所	富士宮市		リフォーム後、転居する場合 (転居予定日 年 月)			
	昼間連絡のとれる電話番号				窓口に来た人 氏名・続柄・昼間連絡のとれる電話番号		
氏名	カガナ (印)						
会議所使用欄	確認印				過去確認		申請番号